

令和 5 年度 見附市地域包括支援センター運営方針（案）

〔運営方針〕

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活続けることができるように総合的な支援をするところであり、保健、福祉の専門職が常駐している高齢者の公的な相談窓口として、現在見附市が構築を進めている地域包括ケアシステムの中核的機能を有する施設である。地域包括ケアを機能させるために地域連携のコーディネート役として、多職種間が連携する情報拠点となり地域包括ケアの実現に向けて中心的役割を果たすことにより高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与する。

【1】 包括的支援事業に関する業務

1. 総合相談支援に関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

- (1) 地域におけるネットワーク構築業務
- (2) 実態把握業務
- (3) 総合相談業務

2. 権利擁護に関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、また適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

- (1) 成年後見制度の活用促進
- (2) 老人福祉施設等への措置の支援
- (3) 高齢者虐待への対応
- (4) 困難事例への対応
- (5) 消費者被害の防止

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び居宅介護支援におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み
- (2) 介護支援専門員に対する個別支援

4. 介護予防ケアマネジメントに関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

高齢者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状態等に応じて高齢者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

5. 地域ケア会議開催に関する業務（介護保険法第 115 条の 48）

地域ケア会議（包括会議）を定期的に行う。また、開催に際しては個別ケースの支援内容の検討を通じた以下の目的の達成に努める。

- (1) 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (2) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- (4) その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

6. 認知症総合支援事業に関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域ケア会議等を活用して地域における認知症の人と家族を支える仕組みづくりによる事業の充実を図る。

- (1) 認知症の正しい知識の普及啓発と予防
- (2) 認知症サポーター養成講座の開催
- (3) 認知症（オレンジ）カフェを月 1 回開催
- (4) 認知症初期集中支援事業

(5) チームオレンジ立上げ支援、活動支援

(立上げ支援過程の認知症徘徊者搜索模擬訓練を含む)

7. 生活支援体制整備事業に関する業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

第 1 層の生活支援コーディネーターと連携を図りながら、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制の整備を推進する。

【2】 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に関する業務（介護保険法第 115 条の 46 第 7 項）

地域における包括的な支援体制を推進するために、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るため、連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築する。

【3】 その他市長が別に定める業務

- (1) 会議等への出席
- (2) 研修等への参加